

相 続 人 代 表 者 届 出 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日提出

京 丹 波 町 長 様

相 続 人 代 表 者	氏 名	フリガナ キョウタンバ イチロウ 京丹波 一郎		
	被相続人との続柄	長 男	TEL	〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇
	住 所	〒 6 2 2 - 0 2 9 2 京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野 4 8 7 番地 1		

被相続人にかかる徴収金の賦課徴収（納税通知書等。）及び還付に関する書類を受領する代表として、本書のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。

被 相 続 人	納税通知書 番 号	（※ わかれば記入してください。）		〇〇年〇〇月〇〇日死亡
	氏 名	フリガナ キョウタンバ ハナコ 京丹波 花子		
	住 所	京都府船井郡京丹波町橋爪桧山 4 9 番地		

相 続 人 * 代 表 者 除 く	フリガナ	被相続人 との続柄	住 所
	氏 名		
	キョウタンバ タロウ	夫	京都府船井郡京丹波町橋爪桧山 4 9 番地
	京丹波 太郎		
	ミズホ イネコ	長女	京都府船井郡京丹波町本庄ウエ 1 6 番地
	瑞穂 稲子		
	キョウタンバ ジロウ	二男	京都府船井郡京丹波町下山クラベシ 4 1 番地
	京丹波 二郎		
ワチ ヨネコ	母	京都府船井郡京丹波町和田田中 1 5 番地 1	
和知 米子			
備 考			

(注) (1) この届出書は、固定資産税に係る書類の送付先等（納税義務者を含む）を決めていた
 だくものですので、届出により相続が確定することはありません。
(2) 被相続人を指定口座として、口座振替により納付されていた場合は、指定口座の変更
 が必要となります。